

コンサルティング手数料の返戻

求人者に採用された求職者が自己都合又は求職者本人の責めにより求人者から解雇された場合、求人者は当該求職者の勤務期間中に請求する。返戻は当該求職者が退職した月の翌月末までに実施されるものとする。

- (1) 入社後1ヵ月未満の場合、コンサルティング手数料の80%
- (2) 入社後1ヵ月以上3ヵ月未満の場合、コンサルティング手数料の40%
- (3) 入社後3ヵ月以上6ヵ月未満の場合、コンサルティング手数料の10%

有料職業紹介事業許可番号 13-ユ-304485

イーエクスボード株式会社

東京都江東区亀戸1-4-9-302

EX.Board